

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 都市整備部

事業種名： 住宅団地の建設

1 取組の概要

県営住宅の建設に当たっては、周辺地域の景観や自然環境に配慮し、建物の配置や構造を工夫すると共に、オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図っている。

また、建物の耐久性を配慮し、エネルギーの効率的利用を図るなど、設計において、地球環境の保全に努めている。

さらに、施工段階においても、造成工事を最小限に抑えるなど、周辺環境への負荷を少なくするよう努めている。

2 主な成果

施工段階においては、低騒音、低振動型の建設機械を採用し、周囲の生活環境の保全に配慮した。

3 今後の方針

県営住宅の建設に際しては、居住環境の向上、周辺環境との調和、資源環境の有効利用などに引き続き努め、今後も環境配慮方針に整合した、県営住宅団地の建設を推進して参りたい。

4 課題

再生品などの優先的使用については、流通品が少ないため積極的な使用は困難であった。

5 事業一覧

別表2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和4年度

部局名：都市整備部

事業種名：住宅団地の建設

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	3 1 県住入間霞川団地	施工段階	16	14	87.5	4
2	3 1 県住加須北小浜団地	施工段階	18	16	88.9	4
3	0 2 県住上尾シラコバト団地	施工段階	16	14	87.5	4
	合計		50	44		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	31県住入間霞川団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	入間市扇町屋2丁目地内
計画期間	平成31年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要：平成31年度～令和4年度の事業として、県営入間霞川団地の老朽化した住棟を建て替えることにより県営住宅78戸を建設するものである。			
建築物概要： 入間霞川団地 鉄筋コンクリート造 8階建て 延べ面積 4,063㎡（新築工事） 【住戸タイプ構成】 ・2Kタイプ 23戸 ・2DK-Aタイプ 30戸 ・2DK-Bタイプ 16戸 ・4DKタイプ 8戸 ・車椅子対応1DKタイプ 1戸			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

・資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名	3 1 県住入間霞川団地
-----	--------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	—	
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	—	
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		

	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	
	4	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	
	5	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		
	6	建物の耐久性に配慮する。		
	7	建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	8	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		

個別事項	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	4	公共下水道の導入を図る。		
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	6	節水機器の採用に努める。		
	7	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	

合計	
(a)	(b)
16	14

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
87.5%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	31県住加須北小浜団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	加須市北小浜地内
計画期間	平成31年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要：平成31年度～令和4年度の事業として、県営加須北小浜団地の老朽化した住棟を建て替えることにより県営住宅48戸を建設するものである。			
建築物概要： 加須北小浜団地 鉄筋コンクリート造 4階建て 2棟 延べ面積 2,270㎡（新築工事） 【住戸タイプ構成】 ・1DKタイプ 24戸 ・2DK-Aタイプ 16戸 ・2DK-Bタイプ 8戸			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

・資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名	3 1 県住加須北小浜団地
-----	---------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	—	
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	—	
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		

	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	
	4	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	
	5	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		
	6	建物の耐久性に配慮する。		
	7	建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓
	8	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	✓

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		

個別事項	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	4	公共下水道の導入を図る。		
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	6	節水機器の採用に努める。		
	7	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	

合計	
(a)	(b)
18	16

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
88.9%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕課

事業の種類	住宅団地の建設	事業名	02県住上尾シラコバト団地
事業の規模	鉄筋コンクリート造	実施場所	上尾市大字上334ほか
計画期間	令和2年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要：令和2年度～令和4年度の事業として、県営上尾シラコバト団地の老朽化した住棟を建て替えることにより県営住宅50戸を建設するものである。			
建築物概要： 上尾シラコバト団地 鉄筋コンクリート造 6階建て 延べ面積 2,400㎡（新築工事）			
【住戸タイプ構成】			
・1Rタイプ 15戸			
・1Kタイプ 15戸			
・2DK-Aタイプ 10戸			
・2DK-Bタイプ 10戸			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

・室内環境汚染に配慮したノンホルムアルデヒド系接着剤やホルムアルデヒドの放散量が最も低い合板類を使用するなど、室内環境の保全を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

・資材選定に関し、再生品があるものについては積極的に使用するよう努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 7 住宅団地の整備に関する環境配慮方針

事業名	02 県住上尾シラコバト団地
-----	----------------

配慮時期	施工段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。		
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。		

基本方向 1

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。		
	2	蓄電池等の導入を図る。		
	3	コージェネレーションの導入を図る。		
	4	エネルギーの効率的利用を図る。		
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	✓
	6	交通流の整序化を図る。		
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	—	
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	—	
	10	建物の断熱化を図る。		
	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		

	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。		
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該当	実施
個別事項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	✓
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	
	4	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	—	
	5	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		
	6	建物の耐久性に配慮する。		
	7	建築物や工作の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	
	8	建築物や工作の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	—	

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該当	実施
個別事項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。		
	2	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		
	3	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		
	4	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓
基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		

個別事項	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		
	4	公共下水道の導入を図る。		
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		
	6	節水機器の採用に努める。		
	7	透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。		
	8	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	9	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	✓
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	✓
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	○	✓

基本方向 3

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	
	2	貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	
	3	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	

合計	
(a)	(b)
16	14

【実施率の算出方法】

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

実施率
87.5%

【総合評価の評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。